

鹿児島県における特例診療所に係る取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第7条第3項に基づき医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第1条の14第7項第1号及び第2号に規定する診療所（以下「特例診療所」という。）の取扱いについて、法、医療法施行令（昭和23年政令第326号）、規則及び医療法施行細則（平成16年鹿児島県規則第62号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象診療所)

第2条 特例診療所は、知事が鹿児島県医療審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、次のいずれかに該当するものとして認める診療所とする。

- (1) 法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所
- (2) へき地の医療が提供されるために必要な診療所
- (3) 小児医療が提供されるために必要な診療所
- (4) 周産期医療が提供されるために必要な診療所
- (5) 救急医療が提供されるために必要な診療所
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所

(協議の手続等)

第3条 規則第1条の14第7項第1号若しくは第2号の規定により療養病床若しくは一般病床を設け、又は同項第3号の規定により病床数を増加させようとする者（以下「開設者」という。）は、事前計画書（別記第1号様式）を開設地を所管する保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の事前計画書が提出されたときは、別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の診療所の適合基準及び届出内容の審査基準に基づき審査する。
- 3 知事は、地域医療構想調整会議（法第30条の14第1項に規定する協議の場をいう。以下「調整会議」という。）での協議を経て審議会の意見を聴き、特例診療所に該当するか否かを決定し、その結果を開設者に通知する。

(設置者の義務等)

第4条 前条第3項の規定により特例診療所に該当する旨の通知を受け、医療法施行令第3条の3又は第4条第2項の規定により療養病床若しくは一般病床の設置又は増床の届出を行った開設者（以下「設置者」という。）は、毎年4月末日までに別表第2に定める事項を知事に報告しなければならない。

- 2 前項に規定する定期報告の内容は、調整会議において共有するとともに、知事が直近の審議会に報告する。
- 3 設置者は、関係法令に定める要件及び第3条第2項の適合基準（以下「適合基準」という。）を満たさなくなった場合は、前条第1項の規定に準じて知事に申し出るとともに、速やかに第1項の届出に係る病床を廃止しなければならない。

- 4 前項の規定による病床の廃止については、その内容を調整会議において共有するとともに、知事が直近の審議会に報告する。

(変更)

第5条 設置者は、適合基準に関する事項に変更を生じた場合は、その内容を第3条第1項の事前計画書により知事に申し出なければならない。

- 2 前項の事前計画書が提出された場合の手続は、第3条第2項の規定を準用する。
- 3 知事は、必要に応じて調整会議での協議を経て審議会の意見を聴き、特例診療所に該当するか否かを決定し、その結果を開設者に通知する。

(立入検査等)

第6条 知事は、病床設置後の特例診療所に係る運営状況を監視するために、毎年、法第25条第1項の規定による立入検査を実施する。

- 2 知事は、前条第2項の規定により準用する第3条第2項の規定による審査若しくは第1項の立入検査の結果又は第4条第1項の規定による定期報告の内容を踏まえ、当該特例診療所が適合基準を満たしていないと判断した場合は、当該特例診療所の設置者に対し、期限を定めて適合基準を満たすよう指導を行う。
- 3 知事は、前項の規定による指導を行った場合において、同項の期限までに改善が認められないときは、調整会議での協議を経て審議会の意見を聴き、当該特例診療所の設置者に対し、期限を定めて当該病床数の削減又は廃止を求める。
- 4 知事は、正当な理由なく前項の期限までに当該病床数の削減又は廃止が行われない場合には、特例診療所として認めた決定を取り消す。
- 5 知事は、前項の規定により特例診療所として認めた決定を取り消した場合は、その旨を当該診療所の設置者及び当該診療所の所在地を所管する保健所長へ通知する。
- 6 第4項の規定による取消については、調整会議において共有するとともに、知事が審議会に報告する。

(雑則)

第7条 この要領に定めのない事項については、審議会において別に定める。

附 則

この要領は、平成21年9月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	診療所の適合基準	届出内容の審査基準
<p>1 法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所</p> <p>〔規則第1条の14第7項第1号関係〕</p>	<p>次のいずれかの機能を有し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。</p> <p>(1) 在宅療養支援診療所の機能（訪問診療の実施）</p> <p>(2) 急変時の入院患者の受入機能（年間6件以上）</p> <p>(3) 患者からの電話等による問合せに対し、常時対応できる機能</p> <p>(4) 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能（入院患者の1割以上）</p> <p>(5) 当該診療所内において看取りを行う機能</p> <p>(6) 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く。）機能（年間30件以上）</p> <p>(7) 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能</p>	<p>(1) 関係市町村が、地域における法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要と認めること（関係市町村長にその旨の意見書を求める）。</p> <p>(2) 設置する病床数が、当該地域における法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な数であると認められること。</p>
<p>2 へき地の医療が提供されるために必要な診療所</p> <p>〔規則第1条の14第7項第2号関係〕</p>	<p>地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であって、次の要件のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) へき地診療所を設置しようとする場所を中心としておおむね半径4kmの区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として1,000人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄医療機関まで通常交通機関を利用して（通常交通機関を利用できない場合は徒歩で）30分以上要するものであること。</p> <p>(2) 次に掲げる地域で、かつ、医療機関のない離島（以下「無医島」という。）のうち、人口が原則として300人以上、1,000人未満の離島に設置するものであること。</p>	<p>(1) 関係市町村が、地域におけるへき地医療の推進上、当該診療所への病床設置を必要と認めること（関係市町村長にその旨の意見書を求める）。</p> <p>(2) 設置する病床数が、当該地域におけるへき地医療の推進上必要な数である（へき地医療に供するもの）と認められること。</p>

	<p>ア 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」</p> <p>イ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する「奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域)」</p> <p>(3) 上記のほか、これらに準じてへき地診療所の設置が必要と知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区に設置する。(へき地保健医療対策等実施要綱に基づく。)</p>	
<p>3 小児医療が提供されるために必要な診療所</p> <p>規則第1条の14第7項第2号関係</p>	<p>地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であって、次の要件のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 小児科又は小児外科を標榜し、小児の入院医療・救急医療を行うこと。</p> <p>(2) 小児科専門医又は小児外科専門医が、常時1人以上配置されていること。</p>	<p>(1) 関係市町村が、地域における小児医療の推進上、当該診療所への病床設置を必要と認めること(関係市町村長にその旨の意見書を求める)。</p> <p>(2) 設置する病床数が、当該地域における小児医療の推進上必要な数である(小児医療に供するもの)と認められること。</p>
<p>4 周産期医療が提供されるために必要な診療所</p> <p>規則第1条の14第7項第2号関係</p>	<p>地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であって、次の要件のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 産科又は産婦人科を標榜し、分娩を取り扱うこと。</p> <p>(2) 産婦人科専門医が、常時1人以上配置されていること。</p>	<p>(1) 関係市町村が、地域における周産期医療の推進上、当該診療所への病床設置を必要と認めること(関係市町村長にその旨の意見書を求める)。</p> <p>(2) 設置する病床数が、当該地域における周産期医療の推進上必要な数である(主に分娩に供するもの)と認められること。</p>
<p>5 救急医療が提供されるために必要な診療所</p>	<p>地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であって、次の要件のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 救急科を標榜し、救急医療を行うこと。</p>	<p>(1) 関係市町村が、地域における救急医療の推進上、当該診療所への病床設置を必要と認めること(関係市町村長にその旨</p>

規則第1条 の14第7項 第2号関係	(2) 救急告示医療機関であること又は救急告示医療機関になることが見込まれること。 (3) 協力医療機関があること。	の意見書を求める)。 (2) 設置する病床数が、当該地域における救急医療の推進上必要な数である(救急医療に供するもの)と認められること。
--------------------------	---	---

※ 上記基準により設置される病床（へき地診療所に設置される病床を除く。）は、既存の病床（増床する場合に限る。）と混在しないよう、適正に管理すること。

なお、臨時応急のため入院させる時は、この限りでないこと。

別表第2

区 分	報告事項	様式
<p>1 法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所</p>	<p>1 前年1年間の入院患者延数（うち在宅療養を担当した入院患者延数）</p> <p>2 次の事項のうち特例診療所に該当するものとして認められる機能に関する事項</p> <p>(1) 前年1年間の訪問診療等の実施回数</p> <p>(2) 前年1年間の急変時の入院患者の受入件数</p> <p>(3) 患者からの電話等による問合せに対し、常時対応できる体制</p> <p>(4) 前年1年間の他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入件数</p> <p>(5) 前年1年間の当該診療所内において看取りを行った件数</p> <p>(6) 前年1年間の全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施した（分娩において実施する場合を除く。）件数</p> <p>(7) 前年1年間の病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡件数</p> <p>3 添付資料</p> <p>(1) 1年以内に提出した九州厚生局長宛て在宅療養支援診療所に係る報告書（別紙様式11の3）の写し</p> <p>(2) 往診担当医の氏名及び担当日時（任意様式）</p> <p>(3) 上記2のうち該当する機能に関する内容を確認できる書類</p> <p>(4) その他知事が必要と認める書類</p>	<p>第2号</p>
<p>2 へき地の医療が提供されるために必要な診療所</p>	<p>1 前年1年間の入院患者延数</p> <p>2 1の平均在院日数</p>	<p>第3号</p>
<p>3 小児医療が提供されるために必要な診療所</p>	<p>1 前年1年間の小児科専門医（審議会が認めた当該専門医に準じる医師を含む。）が診療を担当した入院患者延数</p> <p>2 1の平均在院日数</p>	<p>第4号</p>
<p>4 周産期医療が提供されるために必要な診療所</p>	<p>1 前年1年間の分娩取扱件数</p> <p>2 前年1年間の入院患者延数</p>	<p>第5号</p>
<p>5 救急医療が提供</p>	<p>1 前年1年間の診療時間外の受診患者（時間外加算、</p>	<p>第6号</p>

されるために必要な診療所	深夜加算又は休日加算を算定した者) 延数	
	2 前年1年間の救急自動車による搬送受入人員数	
	3 前年1年間の平均在院日数	

※ 前年1年間とは、第4条第1項の規定により知事に報告を行う日が属する年の前年の1月1日から12月31日とする。

鹿児島県知事 殿

開設者名
 （法人の場合は法人名及び代表者名）
 担当者名
 連絡先

事前計画書

次の診療所について、病床を設置（増床）したいので、鹿児島県における特例診療所に係る取扱要領第3条第1項の規定に基づき協議します。

1 診療所の名称			
2 開設の場所			
3 該当する診療所 （該当する番号に「○」 をしてください。）	1 法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所 2 へき地の医療が提供されるために必要な診療所 3 小児医療が提供されるために必要な診療所 4 周産期医療が提供されるために必要な診療所 5 救急医療が提供されるために必要な診療所 6 前各号に掲げるもののほか、地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所		
4 診療科目			
5 設置（増設）しようとする病床数等	病床種別	設置（増設）しようとする病床数	現在設置している病床数
	精神病床	/	
	感染症病床		
	結核病床		
	療養病床		
	一般病床		
6 管理者の氏名			
7 診療に従事する医師の氏名、担当診療科名、診療日の及び診療時間	氏名		
	担当診療科名		
	診療日		
	診療時間		
8 開設（予定）年月日			
9 病床設置（増床） 予定年月日			

10 医療従事者の確保の見込み等		病床の設置(増設)後(見込み)	現 在
	医 師		
	看護師及び准看護師		
	看護補助者		
	助産師		
11 病床を設置する理由及び必要性			
12 提供する医療の内容			
13 一般病床数の算定の考え方			
14 他の医療機関との連携の状況			
(添付書類)			
1 診療所の敷地の平面図及び周囲の見取図			
2 建物の平面図(設置(増床)しようとする一般病床部分を明示すること。)			
3 管理者、勤務医師の医師免許証の写し(開設者が法人である場合には、登記簿謄本又は登記事項証明書(新たに設立した医療法人で登記未了の場合には、設立認可書の写し))			
4 小児医療の推進のために必要な診療所については、小児科又は小児外科に関する専門医の認定証(広告可能なものに限る。)の写し			
5 周産期医療の推進のために必要な診療所については、産婦人科に関する専門医の認定証(広告可能なものに限る。)の写し			
6 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所については、診療報酬上の「在宅療養支援診療所の届出書」の写し(新規開設の場合、当該届出を行う旨の確約書)			
7 その他参考となる資料			

(注) 計画書及び添付書類は、正本及び副本を各1部提出すること。

第3号様式

年 月 日

鹿児島県知事 殿

診療所名称
開設者名
(法人の場合は法人名及び代表者名)
担当者名
連絡先

特例診療所運用状況報告書

このことについて、前年1年間（ 年 1月 1日から 年12月31日まで）の状況は下記のとおりです。

記

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 前年1年間の入院患者延数 | 人 |
| 2 | 1の平均在院日数 | 日 |

※ へき地に設置される診療所が報告する様式

鹿児島県知事 殿

診療所名称
開設者名
(法人の場合は法人名及び代表者名)
担当者名
連絡先

特例診療所運用状況報告書

このことについて、前年1年間（ 年 1月 1日から 年12月31日まで）の状況は下記のとおりです。

記

- 1 前年1年間の小児科専門医（審議会が認めた当該専門医に準じる医師を含む。）が診療を担当した入院患者延数 人
- 2 1の平均在院日数 日

※ 小児医療の推進に必要な診療所が報告する様式

年 月 日

鹿児島県知事 殿

診療所名称
開設者名
(法人の場合は法人名及び代表者名)
担当者名
連絡先

特例診療所運用状況報告書

このことについて、前年1年間（ 年 1月 1日から 年12月31日まで）の状況は下記のとおりです。

記

- | | |
|----------------|---|
| 1 分娩取扱件数 | 例 |
| 2 前年1年間の入院患者延数 | 人 |

※ 周産期医療の推進に必要な診療所が報告する様式

鹿児島県知事 殿

診療所名称
開設者名
(法人の場合は法人名及び代表者名)
担当者名
連絡先

特例診療所運用状況報告書

このことについて、前年1年間（ 年 1月 1日から 年12月31日まで）の状況は下記のとおりです。

記

- 1 前年1年間の診療時間外の受診患者（時間外加算，
深夜加算又は休日加算を算定した者）延数 人
- 2 前年1年間の救急自動車による搬送受入人員数 人
- 3 前年1年間の平均在院日数 日

※ 救急医療の推進に必要な診療所が報告する様式